

ひろしまの 土地改良



2024年 第278号



第22回ひろしまの農村フォトコンテスト 広報委員会特別賞
「朝焼けの棚田」 平本 元（撮影場所：安芸太田町）

●宮崎まさお参議院議員の国政報告と意見交換会

令和6年10月6日（日）、三次市と庄原市の2会場において、宮崎議員による国政報告と意見交換会が開催されました。

三次会場では、農事組合法人三次ピオーネ生産組合の皆さん、庄原会場では、第1部として備北森林組合の皆さん、第2部として三次市土地改良区、庄原市土地改良区の皆さんに対し、宮崎議員より食料・農業・農村基本法の改正や土地改良法の改正に向けた動向をはじめ、森林・林業・木材産業政策や農業農村整備事業に関する情勢報告の後、出席した皆さんから農業用水利施設の保全や施設更新の課題、地域農業を守るための農地の再整備、国産木材利用の更なる拡大など、数多くの意見が寄せられました。

宮崎議員からは、今後とも様々な課題に対し、解決に向けて取り組んでいくことを強く述べられました。



【三次会場】



【庄原会場】



広島県土地改良事業団体連合会 令和6年度第1回理事会開催

令和6年8月23日（金）、令和6年度第1回理事会が開催されました。
提出された2議案は、いずれも原案どおり承認されました。

第1号議案	令和5年度事業報告書・収支決算書・貸借対照表及び財産目録について
報告議案第1号	監査結果の報告について
第2号議案	令和6年度収入支出予算の補正について

広島県農業農村整備事業推進協議会 令和6年度第1回役員会開催

令和6年8月23日（金）、令和6年度第1回役員会が開催されました。
提出された1議案については、原案どおり承認されました。

第1号議案	令和5年度事業報告及び収入支出決算について
協議事項	広島県に対する要望活動について

広島県農業農村整備事業推進協議会 事業推進要望活動

令和6年8月23日（金）、木山会長が農業農村整備事業の推進について、広島県の玉井副知事と大瀨農林水産局長に要望活動を行いました。



玉井副知事へ要望活動



【要望事項】

食料・農業・農村基本法改正を踏まえた施策を確実に進めるための予算の確保

地域の特性と最新の技術的な知見を踏まえた生産基盤の整備及び保全に係る事業の展開



大瀨農林水産局長へ要望活動



令和6年度ひろしま水土里ネット女性の会総会

令和6年7月8日(月)、広島県土地改良会館において「令和6年度ひろしま水土里ネット女性の会定期総会及び研修会」が開催されました。

水土里ネット女性の会は、男女共同参画社会の推進に向け、あらゆる分野での女性の活躍が期待されている中、土地改良に携わる女性たちが発想力を活かし、活躍しやすい環境づくりを目指すもので、ひろしま水土里ネット女性の会は令和5年9月15日に設立されました。

通常総会は、広島県土地改良事業団体連合会上田副会長の挨拶の後、令和5年の活動報告と令和6年の活動計画が全員賛成で承認されました。

令和6年度より新たに会員になられた土地改良区女性理事や職員が紹介され、その後、ひろしま水土里ネット女性の会猪垣会長より令和6年6月27日(木)に開催された中国四国水土里ネット女性の会通常総会及び研修会について報告がありました。

次にひろしま水土里ネット女性の会佐々田副会長より、令和5年9月27日(木)、28日(金)に開催された令和5年度水土里ネット男女共同参画推進大会について、また水土里レポーターの取り組みについて報告がありました。



⇒ ため池支援センター便り

ため池管理者の皆様へ

農業用ため池の現地パトロールを行っています！

広島県ため池支援センターは県内の、「*防災重点ため池」の現地パトロールを行っています。写真①のようにベストを着用しておりますので、ご承知おきください。また付近の住民の方にはパトロール時に、ため池の場所などを、お聞きする場合がありますのでよろしくお願いいたします。

令和6年度は上半期で約250箇所のため池の現地パトロールを行いました。その内、修繕もしくは低水位管理等の対策が必要なため池も見受けられました。そのようなため池については市町を通じて指導・助言を行うこととしていますので、管理者の皆様におかれましては、対応をよろしくお願いいたします。下半期は約180箇所の現地パトロールを行います。

※決壊した場合に下流に人的被害を及ぼす恐れのあるため池を「防災重点ため池」として選定しています。



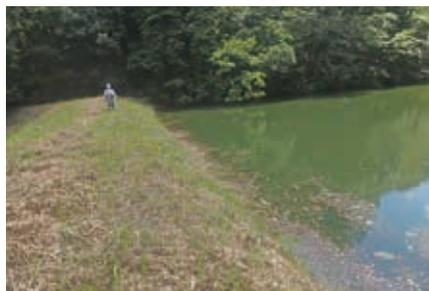
ため池管理者の相談窓口

広島県ため池支援センター (ため池支援課)

TEL 082-502-7478 (毎週_月・木曜日(祝日、休日、年末年始を除く) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 16:00)



写真① 支援センター職員



写真② 現地パトロール



写真③ 現地パトロール

農作業の省力化を支援する事業が拡充されました

1 はじめに

広島県では、これまで担い手への農地集積・集約化と作業の効率化のための基盤整備を推進してきました。

今年度、新たに中山間地域等の条件が不利な地域を対象に、ほ場整備実施済み農地の省力化を支援する国庫補助事業「農地中間管理機構関連農地整備事業 省力化整備型」が拡充されたので、ここに紹介します。

本事業により、過去にはほ場整備を行い既に担い手集積が進んでいる地域においても、省力化に向けた支援を受けることができますので、是非、ご活用ください。

2 農地中間管理機構関連農地整備事業 省力化型【国庫補助事業】(R6～)

○事業内容

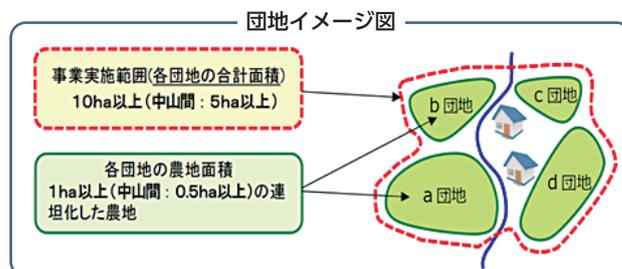
農作業省力化(畦畔や水路の草刈り、泥上げ等の営農又は施設の維持管理に関する省力化)に必要な基盤整備を支援します。

○事業メニュー

- ・区画整理、農道整備、農業用排水施設、暗渠排水等

○主な事業要件

- ・事業対象農地面積10ha以上(中山間地域等は5ha以上)
- ・各団地は1ha以上(中山間地域等は0.5ha以上)の連坦化した農地
- ・事業対象農地の全てについて、農地中間管理権等が設定されること
- ・中山間地域、中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域であること
- ・過去の基盤整備等により、8割以上を担い手に集団化し、収益性が20%以上向上していること
- ・集団化又は集約化されていない農地の8割以上を担い手に集団化又は集約化すること
- ・維持管理コスト(畦畔・水路の草刈り、泥上げ等)が20%以上削減されること



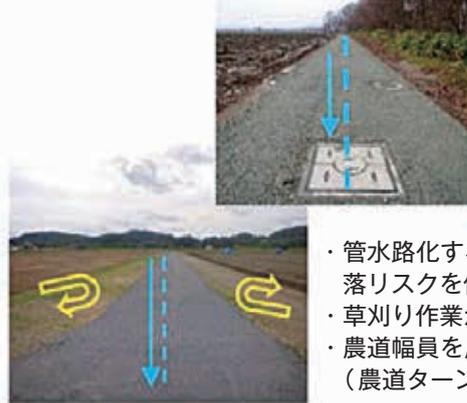
○補助率 国、県、市町100%

○その他 整備後に必要となる営農機械等については、別途、活用可能な補助制度があります



用排水路の管水路化

- ・耕作道が狭く排水路に落ちるリスクあり
- ・深い排水路は草刈りが大変で危険



- ・管水路化することにより、転落リスクを低減
- ・草刈り作業が不要
- ・農道幅員を広げ作業効率向上(農道ターン)

3 農地の整備を推進する支援制度一覧

農地中間管理機構関連農地整備事業のほかにも目的や規模に応じて以下の補助事業が活用できます。

【比較的大規模な農地整備事業（県営）】

項目	農地中間管理機構関連農地整備事業		農業競争力強化農地整備事業
	一般型	省力化整備型	農地整備事業
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○機構による農地集積に向けた、農地の大区画化等 ・区画整理、農用地造成、暗渠排水、農業用排水施設、客土等 ・附帯工として、侵入防止柵の設置 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○整備済み地区の農地の省力化整備 ・営農や維持管理の省力化に必要な整備(大区画化、畦畔拡幅、法面の緩傾斜化、水路のバイブライン化など) ・省力化整備と関係する一般型の事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○生産効率向上や高収益作物拡大に向けた農地の大区画化や汎用化等 ・区画整理、農用地造成、暗渠排水、農業用排水施設、客土 等
実施主体	<p>県</p> <p>受益面積：1団地1ha（中山間指定0.5ha）以上の集まりで、合計10ha（中山間指定5ha）以上</p>		<p>県</p> <p>受益面積：10ha（中山間指定5ha）以上</p>
主な採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・事業対象農地の全てについて、15年以上の農地中間管理権等を設定 ・受益地内全ての農地を担い手へ集積し、事業完了後5年以内に80%以上集団化 ・収益性20%以上向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域 等 ・過去の基盤整備等により、8割以上を担い手に集団化し、収益性が20%以上向上 ・集団化又は集約化されていない農地の8割以上を担い手に集団化又は集約化 ・維持管理コスト20%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業対象農地の担い手への農地集積率が事業完了後に80%以上 等 
負担	<p>国、県、市町100%</p>		<p>国、県、市町85%以上</p> <p>※市町の補助率及び担い手の集積・集約化率によって、100%となるケースもあります。</p>

【比較的小規模な農地整備事業（団体営）】

項目	畑作等促進整備事業	農地耕作条件改善事業	
		①地域内農地集積型	②高収益作物転換型
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○畑作物等の生産拡大に向けた、機動的できめ細かな支援 区画整理、暗渠排水、土層改良、農地造成、農業用排水施設、農作業道、農業ハウス^{※1}等 ※1 基盤整備工種と合わせて実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○農地集積に向けた、機動的できめ細かな支援 区画整理、暗渠排水、土層改良、農地造成、農業用排水施設、農作業道 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○高収益作物転換に向けた機動的できめ細かな支援 区画整理、暗渠排水、土層改良、農地造成、農業用排水施設、農作業道、小規模園地整備 農業ハウス^{※1} ※1 基盤整備工種と合わせて実施。
実施主体	<p>市町、土地改良区等</p>	<p>市町、土地改良区等</p>	<p>市町、土地改良区等</p>
主な採択要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・畑地等促進整備計画 ・総事業費200万円以上 ・農業者2者以上 ・生産額、収量、作付面積の増加または生産コストの低減のうち1つ以上を実現 ・全農地で水稻以外の作物を作付け ※畑→畑でも可 ・実施後は受益地内の全ての農地が水田活用の直接支払交付金の対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域計画策定区域 等 ・農地中間管理機構を介した担い手への集積の向上 ・総事業費200万円以上 ・農業者2者以上 	<p>左記に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益農地の作付面積のうち1/4以上を新たに高収益作物に転換 
負担	<p>国50%（中山間等55%）</p> <p>※県及び市町の補助率は、別途お問い合わせください。</p>	<p>国50%（中山間等55%）</p> <p>※県及び市町の補助率は、別途お問い合わせください。</p>	

4 おわりに

今回紹介した農地整備事業を活用して農地の省力化整備を推進するとともに、担い手の経営安定化を図り、持続的な農業生産活動へとつなげるため、スマート農業技術が活用できる基盤整備を進めましょう。

【お問い合わせ先】 広島県農林水産局農業基盤課 ☎082-513-3648 E-mail nounouki@pref.hiroshima.lg.jp

令和6年度土地改良区役職員研修会を開催

令和6年7月8日(月)広島県土地改良会館において、県内の土地改良区役職員、広島県・市町の関係者76名が参加し、土地改良区役職員研修会を開催しました。

全国水土里ネット会長会議顧問 宮崎まさお参議院議員が「食料・農業・農村基本法の改正」について講義をされました。

続いて農林水産省中国四国農政局農村振興部土地改良管理課 田中禎史課長補佐から「土地改良法の見直しの方向性」、「不祥事の未然防止」についての説明、広島県農林水産局農業基盤課土地改良管理 石田義人グループリーダーより「広島県土地改良区運営基盤強化協議会」の講義が行われ、男女共同参画の更なる推進に向け、女性理事登用事例について説明を受けました。



第23回

ひろしまの農村 フォトコンテスト

開催中!

ひろしま農業農村整備広報委員会では、第23回「ひろしまの農村フォトコンテスト」の作品を募集しています!

広島農業・農村を題材にプロ・アマ・年齢問わず応募が可能です✧

皆さまの素敵な作品をお待ちしています♪

※詳しくはホームページ (<http://www.hdn.or.jp>)

記載の応募規定をご確認の上ご応募ください。

QRはこちら



水土里ネットひろしま
公式ホームページ



SNSアプリ
Instagramでの
応募も可能です!

令和6年度新規担当者（兼換地計画実務）研修会の開催

令和6年8月1日（木）・2日（金）広島県土地改良会館大会議室において、換地事務を担当される市町職員、土地改良区等の役職員、その他換地事務を担当される関係職員の技術の向上を図ることを目的として、換地事務に係る土地改良法等の法律や表示登記、相続登記、換地概要、確定測量について研修会を開催しました。今回は、新たな情報として「食料・農業・農村基本法の改正」、「相続登記の義務化」について講義がありました。

また、昨年度から希望された市町・改良区の新規担当者の方を対象に、個別の換地選定、換地実務等について土地改良換地士による出張研修を行っております。

換地事務に関してご不明な点やご相談がございましたら、換地支援課までお問い合わせください。



【お問い合わせ先】 事業部換地支援課 ☎ 082-502-7477

令和6年度統合整備推進研修（会計研修）の開催

令和6年9月25日（水）広島県土地改良会館において、土地改良区役職員、広島県・市町・広島県土地改良事業団体連合会の職員26名の参加のもと、会計事務の研修会を開催しました。

今回の研修では、全国土地改良事業団体連合会から、令和5年度事業の決算書以降原則義務付けられた財務諸表等の作成手続きや具体的な実務作業について、また、税理士法人長谷川会計から、財務諸表に対する注記について説明を受けました。

なお、本会では毎月20日を会計相談日、毎月第2水曜日を弁護士による法律相談会と定め、土地改良区からの個別相談に応じております。会計事務に関してご不明な点やご相談がございましたら、総務企画課までお問い合わせください。



【お問い合わせ先】 総務部総務企画課 ☎ 082-502-7470

土地改良法手続きが 変わります！

国が行政事務のデジタル化を進めるために定めた指針「構造改革のためのデジタル原則※」を踏まえ、これまでの土地改良法手続きにおける、書面掲示や往訪閲覧・縦覧等のいわゆる「アナログ規制」については、令和6年4月1日以降、従来の公告と併せて、原則として新たにインターネットによる公表を行うこととされました。

※「土地改良法施行規則」がデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令のとおり改正された。



① 書面掲示について

土地改良区や市町の事務所掲示板に紙により掲示を行っている手続きについて、これまでの掲示と併せて、新たにインターネットを利用して公衆の閲覧に供すること（以下「インターネットによる公表」という。）とされました。



② 往訪閲覧・縦覧について

これまで、土地改良事業計画書等については、土地改良区や市町の事務所を訪問の上、閲覧いただいていたましたが、上記「書面掲示」と同様にインターネットを利用する方法で行うことを原則とすることとされました。

③ インターネットによる公表について

上記により、今後は申請者及び実施主体となる土地改良区・市町・広島県が自ら管理するウェブサイトへの掲載により行うこととなります。



【お問い合わせ先】 広島県農林水産局農業基盤課

☎082-513-3648 E-mail nounouki@pref.hiroshima.lg.jp